

番 号 : 140078
国 名 : モルディブ
担当部署 : 農村開発部水田地帯第二課
案件名 : 漁業振興に向けた持続的な水産資源活用マスターPLAN詳細計画策定プロジェクト（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年4月中旬から2014年6月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 0.6M/M、合計 1.1M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 18日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月2日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	モルディブ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要な予防接種 : 特になし

(3) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

モルディブ国は、インド洋上9万平方kmにわたり1,190の島々で構成される海洋国家であり、国内経済は観光業と漁業を基盤としている。観光業は1970年代後半から急速に成長し、実質GDPの28%を占める第一の産業であるが（2010、モルディブ財務省）、外部要因（自然災害や原油価格の変動、為替や景気動向、テロの発生等）の影響を受けやすく脆弱な構造となっている。観光業の台頭により、モルディブ経済における漁業の比重は実質GDPの2%であるなど相対的に低下傾向にあるが、リゾート島以外の環礁では労働人口の多くが漁業に従事しており、離島における雇用創出の観点から、モルディブ政府は農漁業振興に着目している。また、総輸出額の97%を水産物が占めており（2011、モルディブ財務省）、食料の多くを輸入に頼りながらも蛋白源は国産魚に大きく依存する同国において（一人当たりの年間魚消費量は157kgで世界一（2011、FAO））、外貨獲得および栄養改善の観点からも、漁業セクターの重要性は依然として高く、観光業に次ぐ第二の産業である。

モルディブの漁業は特定魚種への依存度が高く、総漁獲高の65-75%をカツオ、10-17%をキハダマグロが占めているが（2009、FAO）、近年は、カツオの漁獲高が急激に減少している（2006:138,500t、2012:53,400t）。漁獲量全体も2005年をピークに減少しており、この背景として、1) 燃料（原油）価格高騰による出漁回数の減少、2) 漁獲のハイシーズンの変動、3) インド洋での違法マグロ漁船の操業による水産資源自体の減少などが挙げられている。また、モルディブでは、魚を一時加工品（冷凍魚など）として輸出する場合が多く、モルディブ政府は輸出額増大のため、高附加值化を促進したい方針である。

こうした背景の下、モルディブ政府は、2012年度に、水産資源の持続的かつ効率的な活用を担保した水産セクター開発を行うための開発計画調査型技術協力を我が国に要請した。同国では2013年9月以降の大統領選挙を受け、11月に新政権が誕生したが、水産セクターの重要性は新政権にも引き継がれている。2014年1月に実施した事前調査では、本案件で策定されるマスター・プラン（M/P）は、水産セクターの政策目標を達成するための戦略、アプローチ、必要な活動を特定した実質的な「セクター開発計画」とすることがモルディブ政府、JICA間で確認されている。

今回実施する詳細計画策定調査では、協力計画（案件目的、活動内容、工程、実施体制など）を作成し、その結果をM/M（含R/D案）にて取り纏め署名交換を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機関職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

なお、本プロジェクトは、開発計画調査型技術協力として実施するが、実証試験重視ではなく、M/P自体が先方政府に評価されうる質で策定され、セクター開発計画として活用されることを目指すことを基本方針とする。具体的な担当事項は次のとおり。

（1）国内準備期間（2014年4月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握するため、契約締結後にJICAより貸与する以下の資料を分析する。
 - ・要請書
 - ・モルディブ国国家開発計画（Strategic Action Plan）、水産セクター開発計画、分野毎の管理計画（Management Plan）
 - ・他ドナーが実施済/実施中/計画中の水産分野のプロジェクトに関する資料・情報
※既存情報が多く存在するため、準備期間に十分に情報収集を行う。特に”Maldives Marine Fisheries—Laying a Foundation for Future Success”（2007、世界銀行）は詳細に分析する
 - ・JICA事前調査報告書（2014年1月実施）
 - ・JICAローカルコンサルタント調査報告書（2012年度実施）
- ② ①の分析結果を踏まえ、現地調査で収集すべき情報を検討・整理し、別途派遣される水

産セクター開発団員と打合せをしつつ、担当分野における現地調査項目表（和文）、モルディブ側関係機関（漁業農業省等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。なお、質問票は現地派遣前にモルディブ側に送付を行う予定。

- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案（英文）、P0 (Plan of Operations) 案（英文）、事業事前評価表（案）（和文）の検討及び作成に協力する。
- ④ 調査団内打合せ及び対処方針会議に参加する。

（2）現地派遣期間（2013年5月上旬～5月下旬）

- ① JICAモルディブ支所との打合せに参加する。
- ② 「新JICA事業評価ガイドライン第1版」を踏まえた本調査の趣旨・実施方法について、モルディブ国側に説明を行う。
- ③ モルディブ政府関係機関（漁業農業省、海洋研究センター、公社等）、民間、他ドナー（特に国際農業開発基金（International Fund for Agricultural Development : IFAD）等との協議・意見交換、水産施設（漁港、加工場等）の現地調査を通じて、水産セクター開発団員と協力し関連情報の収集および協力枠組み検討に向けた分析を行う。
- ④ 協議結果及び収集した情報を踏まえ、他調査団員とともに、本格調査の概要（協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程等）、モルディブ政府機関の実施運営体制等を検討する。
- ⑤ 上記③の検討結果を PDM（案）（英文）及び P0（案）（英文）に反映させ、プロジェクト枠組みの論理性を再確認する。また、R/D（案）（英文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑥ プロジェクト開始までのスケジュール、先方負担事項及びプロジェクト開始までに双方が取るべき措置についての検討に協力する。
- ⑦ プロジェクトの枠組み、実施の範囲・内容・スケジュール等詳細に関する C/P 機関との協議（R/D 協議を含む）及び各種議事録（和文）の作成に協力する。評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果をモルディブ支所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2014年6月上旬～6月中旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書全体との整合性に配慮する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。
- （2）直接人件費月額単価
・直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年5月4日～5月21日を予定しています。

本業務従事者は当機構の調査団員と同時に現地調査を開始し、当機構の調査団員よりも数日後に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 水産セクター開発 (コンサルタント)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

エ) 協力企画 (JICA)

③便宜供与内容

当機構モルディブ支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎手配

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

基本的に徒歩による移動となります。

エ) 通訳傭上

なし (原則、英語で協議可能ですが、必要に応じてカウンターパート機関スタッフもしくはJICAモルディブ支所ナショナルスタッフが現地語との通訳を行います)

オ) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし。但し、JICAモルディブ支所の会議室を空いている時間に使用可能。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を、当機構農村開発部水田地帯第二課 (03-5226-8439) にて配布します。

・要請書

・事前調査の対処方針資料及び帰国報告会議資料 (2014年1月)

・Maldives Marine Fisheries—Laying a Foundation for Future Success” (2007, 世界銀行)

・Baseline Survey on Fishery Sector Development in the Republic of Maldives

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。